

# 利 用 上 の 注 意

○この結果報告は、平成11年12月31日現在で実施した工業統計調査について、本県で独自に集計公表するもので、後日、経済産業省から公表される数値と若干相違することがあります。

## 1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の根拠

工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される「指定統計調査」（指定統計第10号）によって実施される統計調査である。

## 3 調査の範囲

日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。

ただし、特定の年次においては、従業者3人以下の事業所であって特定業種（後掲）に該当しない事業所は調査の対象から除外（裾切調査）することとされており、今回、平成11年は裾切調査で実施した。

## 4 調査の期日

平成11年12月31日で実施した。

## 5 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については、「工業調査票乙」を用い、申告義務者（事業所の管理責任者）の自計申告により調査した。

なお、調査の系統は、申告義務者—調査員—市町村長—県知事—経済産業大臣である。

## 6 集計項目の説明

(1) 休業中、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所は集計から除外している。

(2) **事業所数**は、平成11年12月31日現在の数値である。

事業所とは、普通に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものである。

(3) **従業者数**は、平成11年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び家族労働者数との合計である。

ア **常用労働者**とは、次のうちいずれかの労働者をいう。

(ア) 期間を決めず、または1か月を越える期間を決めて雇われている者。

(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月及び12月にそれぞれ18日以上雇われた者。

(ウ) 人材派遣会社、親企業からの出向従業者、パートタイマーは上記に準じて扱っている。

(エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(オ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

イ **個人事業主及び家族従業者**とは、業務に従事している個人事業主、その家族で無報酬で常時就業している者をいう。

(4) **月別常用労働者数**は、毎月末現在の常用労働者数の合計である。

(5) **現金給与総額**は、平成11年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与等である。

- (6) **原材料使用額等**は、平成11年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力消費額及び委託生産費であって、消費税額を含んだ額である。
- ア **原材料使用額**とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。
- また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。
- イ **燃料使用額**とは、生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費等の合計である。
- ウ **電力使用額**とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。
- エ **委託生産費**とは、原材料又は中間製品を他の企業の工場等に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。
- (7) **製造品出荷額等**は、平成11年1年間における数値であり、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であって、消費税等内国消費税額を含んだ額である。
- ア 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を平成11年中にその事業所から出荷した場合をいう。
- イ **製造品出荷額**は、工場出荷額によっている。特に、
- (ア) 内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価格。
- (イ) 割引、値引きされたものは、その分を差し引いた販売価格によっている。
- なお、その他の収入額（冷蔵保管料、広告料等）と製造工程から出たくず・廃物の出荷額も含まれている。
- ウ **加工賃収入額**とは、平成11年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、又は受け取るべき加工賃である。
- エ **修理料収入額**は、修理料として受け取った額である。
- (8) **製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品額**は、事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含んでいる。
- (9) **有形固定資産**に関する数値は、平成11年1年間における数値であり、帳簿価格によっている。
- ア **有形固定資産の取得額**には、次の区分がある。
- (ア) 土地
- (イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）
- (ウ) 機械及び装置（附属設備を含む。）
- (エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び設備等
- イ **建設仮勘定の増加額**とは、この勘定の借方に加えられた額であり、**減少額**とはこの勘定から他の勘定に振り替えられた額である。
- ウ **有形固定資産の除去額**とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引渡し等の額である。
- (10) **リース契約額及びリース支払額**
- ア **リース契約額**とは、平成11年1年間に新たに契約したリース額の総額である。
- イ **リース支払額**とは、平成11年1年間に支払ったリース額の総額である。
- (11) **製造品出荷額等に含まれる内国消費税額**とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。
- (12) **工業用地**
- ア **事業所敷地面積**とは、平成11年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積である。
- ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と、道路（公道）、へい、さくなどにより、明確に区別できる場合は除いている。
- また、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は、含めている。
- イ **事業所建築面積**とは、事業所敷地内にあるすべての建築物の面積の合計である。
- また、平成11年12月31日現在建築中のものであっても、帳簿に建設仮勘定として計上されたものも含んでいる。
- ウ **事業所延べ建築面積**とは、事業所敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計である。

(13)工業用水とは、事業所内で工業生産のために使用される用水をいい、従業員の飲料水や雑用水を含み、動力として使用される水は除いている。

また、1日当たり用水量（水源別、用途別）は、平成10年1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものである。

ア 水源別用水量

- (ア) 工業用水道とは、県又は市町村によって経営される飲料に適さない工業用水を供給するものをいう。
- (イ) 上水道とは、県又は市町村によって経営される一般の水道のことで、人の飲料に適する水を供給するものをいう。
- (ウ) 地表水・伏流水とは、河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水）及び河川敷又は旧河川敷において集水埋きよによって取水する水をいう。
- (エ) 井戸水とは、浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水をいう。
- (オ) その他の淡水とは、上記のいずれにも属さないで、次の回収水以外のものをいう。例えば、農業用水路から取水する水、他の工場、事業所から供給を受ける水をいう。
- (カ) 回収水とは、事業所内で一度使用した水のうち、冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など回収装置を通じて回収使用するもの及び回収装置を通さずに循環して使用している水をいう。

イ 用途別用水量

- (ア) ボイラ用水とは、ボイラ内で、蒸気を発生させるために使用される水をいう。
- (イ) 原料用水とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいう。
- (ウ) 製品処理用水及び洗じょう用水とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶解など物理的な処理を加えるために使用される水及び工場の設備又は原料・製品の洗じょう用に使用される水をいう。
- (エ) 冷却用水とは、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用される水をいう。
- (オ) 温調用水とは、工場内の温度又は湿度の調整などのために使用される水をいう。
- (カ) その他とは、工場内での従業員の飲料水、雑用水など上記のいずれにも属さない用水をいう。

(14) 諸算式

ア 生産額(注1) = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末額 - 半製品及び仕掛品年初額)

注1: 従業者9人以下の事業所を合算する場合、従業者9人以下の事業所については、製造品出荷額等を生産額とみなして合算した。

イ 付加価値額(注2) = 生産額 - 製造品出荷額等に含まれる内国消費税額 - 原材料使用額等 - 減価償却額

ウ 粗付加価値額(従業者9人以下の事業所) = 製造品出荷額等 - 製造品出荷額等に含まれる内国消費税額 - 原材料使用額等

注2: 従業者9人以下の事業所を合算する場合は、粗付加価値額を付加価値額とみなして合算した。

エ 在庫額の年間増減(在庫投資額)

年間増減(投資額) = 年末額 - 年初額

オ 有形固定資産の年末現在高

年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

カ 有形固定資産の建設仮勘定の年間増減

年間増減 = 増加額 - 減少額

キ 有形固定資産の投資総額

投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

ク 付加価値率 =  $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$

ケ 原材料率 =  $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$

コ 労働分配率 =  $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$

サ 単位当たりの算式

(ア) 1事業所当たりの従業者数 =  $\frac{\text{常用労働者数} + \text{個人事業主及び家族従業者数}}{\text{事業所数}}$

(イ) 1事業所当たりの製造品出荷額等 =  $\frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{事業所数}}$

(ウ) 1事業所当たりの付加価値額 =  $\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$

$$(エ) \text{ 従業者 1 人当たりの製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{常用労働者数(注3)} + \text{個人事業主及び家族従業者数}}$$

$$(オ) \text{ 従業者 1 人当たりの付加価値額(労働生産性)} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{常用労働者数(注3)} + \text{個人事業主及び家族従業者数}}$$

$$(カ) \text{ 常用労働者 1 人当たりの現金給与総額} = \frac{\text{常用労働者現金給与総額}}{\text{常用労働者数(注3)}}$$

$$(キ) \text{ 1 事業所当たりの有形固定資産投資総額} = \frac{\text{有形固定資産の投資総額}}{\text{事業所数}}$$

注3：算式の「常用労働者数」のうち、従業者30人以上の事業所については、「年間月平均常用労働者数(常用労働者毎月末現在数の合計÷12)」を使用した。

(15) 調査事項に関する詳細は、付録一工業調査票を参照されたい。

(16) 平成11年以前の鳥取県以外の数値は、経済産業省が公表した「工業統計表」に基づく確定数値である。

## 7 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業格付方法は、次のとおりである。

### (1) 一般的方法

工業統計調査用産業分類（原則として、日本標準産業分類によるが、事業所数が少ないこと等により一部日本標準産業分類とは相違している。）に基づいて、産業の格付けを行っており、製造品が単品の事業所については、品目6けた番号の上4けたで産業細分類を決定し、また、品目が複数の場合は、上2けたの番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額をそれぞれ合計して、その額の最も大きいもので2けた番号を決定する。その決定された2けたの番号のうち、上記と同様な方法で3けた番号（小分類）、さらに4けた番号（細分類）を決定し、最終産業格付けを行った。

### (2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により特殊な産業格付けを行った場合がある。

## 8 統計表は、単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

## 9 記号及び注記

(1) 統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

ア 「-」は、皆無、該当数値がないもの。

イ 「0」は、四捨五入のため、表示単位未満のもの。

ウ 「△」は、減少、マイナスを示すもの。

エ 「X」は、1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると個々の申告義務者の秘密が漏れるおそれがあるので、統計法（昭和22年法律第18号）第14条の規定により秘匿した箇所及び3以上の事業所に関する数値でも前後の関係から秘匿箇所の数値が判明する場合、秘匿した箇所である。

オ 「ポイント」は、パーセントとパーセントの差である。

(2) 従業者3人以下の事業所であって、特定の年次において調査する特定業種とは、次のとおりである。

産業分類（小分類）	産業分類（小分類）
143 ねん糸製造業	242 工業用革製品製造業（手袋を除く）
144 織物業	243 革製履物用材料・同附属品製造業
145 ニット生地製造業	244 革製履物製造業
152 ニット製外衣・シャツ製造業	245 革製手袋製造業
153 下着類製造業の一部	246 かばん製造業
156 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業の一部	247 袋物製造業
171 家具製造業	248 毛皮製造業
173 建具製造業	249 その他のなめし革製品製造業
232 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	254 陶磁器・同関連製品製造業
241 なめし革製造業	282 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

(3) 統計表中の産業は、産業中分類番号及び略称によって表示したが、その正式名称は次表に掲げるとおりである。

産業中 分類番号	略 称	正 式 名 称
12	食 料 品	食料品製造業
13	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
14	織 維	繊維工業
15	衣 服	衣服・その他の繊維製品製造業
16	製 材	木材・木製品製造業
17	家 具	家具・装備品製造業
18	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
19	出 版 ・ 印 刷	出版・印刷・同関連産業
20	化 学	化学工業
21	石 油	石油製品・石炭製品製造業
22	プ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品製造業
23	ゴ ム	ゴム製品製造業
24	皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
25	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
26	鉄 鋼	鉄鋼業
27	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
28	金 属	金属製品製造業
29	一 般 機 械	一般機械器具製造業
30	電 気 機 械	電気機械器具製造業
31	輸 送 用 機 械	輸送用機械器具製造業
32	精 密 機 械	精密機械器具製造業
34	そ の 他 の 製 品	その他の製造業

(4) 地域別の区分は、次のとおりである。

ア 東部：鳥取市及び岩美郡、八頭郡、気高郡の町村

イ 中部：倉吉市及び東伯郡の町村

ウ 西部：米子市、境港市、及び西伯郡、日野郡の町村

#### 10 この結果報告書についての照会先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県企画部統計課商工農林係

電話 (0857) 26-7107 (直通)

FAX (0857) 23-5033